

令和8年第1回

君津市農業委員会議事録

令和8年1月7日（水）

令和8年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和8年1月7日（水）午後2時から午後2時55分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号から報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第15号から報告第32号 地域計画（目標地図）の変更届出について

出席委員（14名）

1番	内海	孝夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	石和田	勉	8番	重田	弘巳
9番	小泉	春水	10番	齊藤	昇
11番	重田	忠男	12番	長谷川	貢
13番	鈴木	隆	14番	石井	和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長
事務局次長
主査
副主査

安田 禎則
永 鷲 一環
占部 和裕
古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年 第 1 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

3 番、水野徳子職務代理、4 番、小笠原武男委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 1 4 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第 1 号については、私が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をいたします。

議事を水野職務代理にお願いいたします。

(2 番 鮎川正幸会長 退室)

職務代理 それでは、議長を務めさせていただきます。

議案第 1 号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

貞元地先の田 1 筆、面積 1, 869 平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人は高齢のため離農したく、耕作をお願いしている譲受人に譲渡す

る。譲受人は要望を受けて取得し、経営の安定化を図るとしています。

許可基準として、譲受人は現在、自作・借入れを含め10万6,000平方メートルを超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ300日と申告しており、資格等について問題ないと思われ
ます。

以上です。

職務代理 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

1番、内海孝夫委員からお願いいたします。

内海委員 議案番号1を御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。第3条による所有権移転で、
田1筆であります。

現地ですが、1ページ目を御覧ください。

国道127号線、常代の信号を貞元方面に向かい、JA直売所手前、500メートル手前左側に
なります。

12月24日、譲受人と現地を確認しました。稲作の代替跡地ですが、きれいに整備はさ
れておりました。譲渡人は離農したいとのことで、特に問題はないと思われ
ます。

よろしく申し上げます。

職務代理 ただいま議案第1号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

職務代理 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで、議案第1号の審議が終了しましたので、鮎川会長に入室していただき、議事を鮎
川会長にお返しいたします。

(2番 鮎川正幸会長 入室)

議長 続きまして、議案第2号について、事務局の説明をお願いします。

なお、議案第2号につきましては、石和田委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(7番 石和田勉委員 退室)

議長 では、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

日渡根地先の田5筆、合計面積7,591平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人は高齢のため離農したく、耕作をお願いしている譲受人に譲渡する。譲受人は要望を受けて取得し、経営規模の安定化を図るとしています。

許可基準として、譲受人は現在、自作・借入れを含め3万5,000平方メートルを超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で300日としており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第2号について、7番、重田弘巳委員からお願いいたします。

重田(弘)委員 それでは、議案第2号について現地確認を行いましたので、御説明させていただきます。

まず、申請理由につきましては、ただいま事務局に御説明をいただいたとおりでございます。

現地でございますけれども、議案別冊の2ページ、御覧いただきたいと思

います。県道92号線を小糸から房総スカイライン入り口方面に向かうと、途中でそば・割烹せいわという建物があるわけですが、その先に広がる基盤整備された圃場の中の一面にあります。

12月18日に譲受人と現地確認を行いました。

譲渡人は現在高齢となりまして、若干の病気を患い、後継者も地区外に転居しているというところで、今後耕作する意思がないということで、売却を決定したというところでございます。

譲受人のほうでございますけれども、認定農業者でありまして、現在耕作している圃場及び居宅から今回の物件については近いということで、これからも効率よく作付できるということで、規模拡大を図る目的で買い受けることとしたというところでございます。

本件の所有権移転に関し、特に問題はないというふうに考えますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま議案第2号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで、石和田委員の入室を認めます。

(7番 石和田勉委員 入室)

議 長 続きまして、議案第3号ないし議案第14号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号について説明します。

八幡地先の田1筆、面積2,683平方メートルを売買により所有権移転をするものでございます。

申請理由として、譲渡人については市外在住で管理できないため譲渡する、譲受人は自己所有農地に近く耕作に便利なため、取得して経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は2万4,000平米を超える経営面積があり、農機具は、トラクター、耕運機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、4名で620日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

下湯江地先の田2筆、面積204平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続を受けたが、耕作が困難なため譲渡するもの、譲受人は、

要望を受け、取得して経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は自作・借入れを含め13万6,000平方メートルを超える経営面積があり、農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

続きまして、議案第5号および6号については、譲受人同一のため一括にて説明します。

大野台地先の田3筆、合計面積1,834平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は共に管理できず、耕作をお願いしている譲受人に譲渡しようとするもの、譲受人は、従前から耕作している土地であり、所有権を得て経営の安定化を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所持しています。

農作業従事日数は、2名で470日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

続きまして、議案第7号について説明します。

寺沢地先の畑4筆、合計面積2,154平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢のため離農したく譲り渡すもの、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、農機具は、田植え機、トラクター、耕運機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

続きまして、議案第8号について説明します。

青柳地先の田4筆、合計面積5,035平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したく譲り渡すもの、譲受人は要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

なお、譲受人は、地域で稲作を中心に広く農業経営を営んでいる法人であります。法人が農地を取得するためには、農地法第2条第3項に定められた農地所有適格法人としての要件を満たす必要があります。1、法人の形態要件として、農事法人組合、持分会社、株式会社のいずれかであること。2、事業要件として、その法人の主たる事業が農業であること。3、構

役員要件として、その法人の議決権の過半数は農業に関連する者で占めていること。4、役員要件として、役員は株主であり、またその過半数は農業に150日以上従事かつ農作業に60日以上従事することとなっております。いずれの要件も、当該法人の定款並びに農業経営実施計画書によって満たしていることを確認しています。

許可基準として、農機具は、田植え機、トラクター、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、4名で延べ800日と申告しており、資格等については問題ないと思われれます。

続きまして、議案第9号について説明します。

俵田地先の田1筆、509平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢のため離農したく、長年、耕作をお願いしている譲受人に譲り渡す、譲受人は取得して経営の安定化を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万9,000平方メートルを超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、農作業従事日数は、2名で延べ350日と申告しています。

資格等については問題ないと思われれます。

議案第10号について説明します。

久留里地先の畑2筆、合計面積319平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は体調面から維持管理が難しく譲渡するもの、譲受人は自宅近くの農地を取得して自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は、現在の農地所有面積は145平方メートルとなっております。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ490日と申告しており、取得面積から見て、資格等については問題ないと思われれます。

続きまして、議案第11号について説明いたします。

向郷地先の田2筆、合計面積1,093平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したく譲り渡すもの、譲受人は同地でトマトのハウス栽培を行っている法人であります。

今回の申請地は、すでに利用集積により利用権が設定されておりましたが、この度、所有権を取得して経営の安定化を図るとしております。

法人が農地を取得するためには、先ほども述べたとおり、農地法第2条第3項に定められ

た農地所有適格法人としての要件を満たす必要があり、これら要件については、当該法人の定款並びに農業経営実施計画書によって満たしていることを確認しています。

許可基準として、農機具は、トラクターのほか、施設園芸に必要な機械を所有しています。農作業従事者は常時5名で、繁忙期は臨時雇いも採用しているとのことです。

資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第12号について説明します。

栗坪地先の田1筆、面積698平方メートルの無償譲渡による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡するもの、譲受人は自宅地先の農地を取得して、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は、6,200平方メートル余りの経営面積があります。

農機具は、トラクター、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ180日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第13号について説明します。

愛宕地先の畑1筆、面積295平方メートルの無償譲渡による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡するもの、譲受人は自宅地先の農地を取得し、自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は、現在所有農地はありませんが、実家が農業を営んでおり、20年来の農作業歴を有しております。

農機具は、トラクター、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ330日と申告しており、取得面積から見て、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第14号について説明します。

釜生地先の田1筆、109平方メートルの無償譲渡による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は高齢で管理できず譲渡するもの、譲受人は譲り受けて自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は、現在所有農地はありませんが、40年程度の農作業歴を有しております。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ150日と申告しており、取得面積から見て、資格等につい

ては問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第3号について、私から報告いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

議案3号の表記があるそばを通っているのが、六手貞元線になります。そこから特養老人ホーム夢の郷方向に300メートルほど向かって左側が申請地になります。

12月19日に代理人と現地確認を行いました。

申請地は田んぼとして使用されて、耕された状態でした。

譲渡人は地区外に引っ越したため、耕作できないので、譲受人に購入依頼をしたそうです。

譲受人は経営規模拡大のため、購入を決めたということです。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案4号について説明いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊4ページを御覧ください。

地図の千葉医療福祉専門学校の前を通り、富津方向に向かいまして、Y字路を左に入り、法巖寺の前から500メートルほど行った右側が申請地になります。

12月20日に譲受人と現地確認を行いました。

申請地は耕作されておりませんが、草刈り等はされており、管理された状態でした。

譲渡人は相続で土地を持ったが、耕作できないので、譲受人は自宅の近くであって購入を決めたということです。畑として使用するつもりだというふうに言われておりました。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第5号及び議案第6号について一括して、6番、宇野委員からお願ひします。

宇野委員 6番、宇野です。

詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊の5ページを御覧ください。

この真ん中を通っている道が房総スカイラインで、上のほうが君津の市街地のほうから、

下のほうが清和、鴨川のほうへ向かう方向になります。場所はその道の糸川のセブンイレブンのところを右に下って1キロ行かないぐらいのところ、6号議案の田んぼがありまして、その脇に大野台の自治会館がすぐ脇にあります。その大野台の自治会館の軽トラックしか通れないような脇道というんですか、そのところを500メートルぐらい入っていったところに5号議案の農地がありました。

12月26日の午後、譲受人の方と現地でお会いし、現地確認をしてきました。

譲受人の人はすぐ近くに、歩いて二、三分ぐらいのところ、自宅があり、今も耕作していて、今後、自分の息子も定年で帰ってきたら一緒にやりたいという要望もあるそうで、今、隣接のやっている耕作の周りの本当小さい田んぼなんですけれども、少しずつ広げていきたいという話でした。

特に問題ないと思います。よろしく審議お願いします。

議長 続きまして、議案第7号について、11番、重田忠男委員からお願いします。

重田（忠）委員 11番、重田です。

議案第7号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊6ページを開いていただきたいと思います。

県道長浦上総線、小櫃寺沢の信号を愛宕方面に500メートル先を左に曲がったところです。

現地確認は、12月26日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

申請地は畑として耕作をされておりました。

譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模の拡大のためということです。

所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第8号について、11番、重田忠男委員からお願いします。

重田（忠）委員 議案第8号を説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊7ページを開いていただきたいと思います。

久留里街道、君津青葉高校の50メートル先の左側の田んぼでした。もう一点が青葉高校から500メートル先、熊野神社のところの田んぼでした。

現地確認は、12月23日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

申請地は田んぼとして耕作されておりました。

譲渡人は高齢のため離農したいため、譲受人は農業経営の拡大のためということです、

譲受人に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第9号について、11番、重田忠男委員からお願いします。

重田（忠）委員 議案第9号について説明します。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の8ページを開いていただきたいと思います。

俵田駅から西に向かい、700メートル先、岩出の信号の手前の田んぼでした。

現地確認は、12月23日に譲受人と、現地確認と申請内容の確認をいたしました。

申請地は、田んぼとして耕作をされておりました。

譲渡人は高齢のため長年離農し、耕作をお願いしているということです。譲受人は取得して経営の安定化を図るとのことでした。

所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第10号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 10号ですね、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、次の9ページを開いていただきまして、県道千葉鴨川線の久留里の交差点を左折しまして、その先の神明神社手前を、50メートルぐらいの手前を右折したところに現地があります。

12月20日、代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、休耕地でありますけれども、草刈り等をして、体調不良で耕作をできないので譲渡したいということでした。譲受人は自宅周辺で消費野菜を栽培したいということでした。1か所、自宅前のほうでも少しやっているのですけれども、もうちょっと作物を増やしたいということでした。

不許可の要件に当たるものはないと思われですので、特に問題ないと思われ。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第11号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 11号、場所につきましては、国道410号線、向郷の交差点を君津方面に向かいまして、100メートルぐらいのところに、その左側にハウスがあります。そのハウスの中で、先ほども説明あったと思いますけれども、以前から前地主の方と賃貸契約をしてあって、ハウスが建っておるところでございます。今回は相続人が相続したけれども、譲渡したいということで、賃貸から切り替えるということでした。

12月20日に現地確認をその代理人としております。

現在はハウスの中で、先ほどの話のようにトマトの栽培をしているところです。継続してここで栽培をしたいということですので、不許可に当たるものはないと思われまして、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第12号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は11ページです。ちょっと分かりづらいのですが、先ほどのところ、国道410号線の、これでいうと、分かりやすいのが愛宕の配水場とあります、この市道を左折しまして、1キロぐらい行って、また市道があるところを右折しまして、小櫃川のちょっと手前になります。

12月20日、代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、以前より貸付であった、それで譲渡したいということでした。譲受人は、先ほど農業の拡大ということだったのですけれども、現地確認したところ、もうこの方につきましては、畑がないから、自家消費野菜を栽培したいということで、現にもう作付はしてありました。自家野菜を栽培するということでした。

不許可の要件になるものはないと思われまして、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、また10ページに戻りまして、先ほどのところのちょっと先を行ったところですかずき自動車教習所の手前を右折しまして、300メートルぐらい行ったところになります。この丸がちょっと右で地域が違うかと思うのですが、もうちょっと上のほうになります。下のほうの丸の中、境界線がありますけれども、ここだと向郷になっています。その上の愛宕のところの地域になります。

やはり12月20日に代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は以前より耕作はせずに、譲受人が管理しているところになります。

譲受人は自宅前なので、自家消費野菜を栽培したいということでした。

不許可の要件に当たるものはないと思われまして、特に問題はないです。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号14号につきまして、現地調査の説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の12ページを御覧ください。

国道465号線名殿の信号を大滝方面に向かい、約4キロ進みますと、亀山神社の入り口の看板がありますので、そこを通過していただいた道なりに200メートルぐらい進むと、釜生集落の集会所が右側にありまして、その橋を1つ渡ってもらって50メートルぐらいを右側の照建設の作業場のほうに入って、50メートルぐらい進むと、申請地ということになります。

12月19日、代理人同行にて現地確認をいたしました。草刈り等はされて、きれいになっていました。

譲渡人は高齢で管理できないとのことで、近くに住む譲受人に無償譲渡で所有権移転となります。

近隣等につきましては、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま議案第3号ないし議案第14号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第15号

議長 長 日程第4、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

末吉地先の田1筆、面積284平方メートルを賃貸借により専用住宅に転用するものです。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

造成工事は行わず、現状の地盤のまま使用します。

用水は公営水道を使用します。

雨水は隣地排水施設を経由し、既設道路側溝へ放流します。

汚水雑排水は合併浄化槽により処理し、隣地排水施設を経由し、既設道路側溝へ放流します。

工事中における材料・ごみの飛散等には十分注意します。周辺農地への日照・通風の影響はないようにします。また、隣接に土砂の流出がないよう注意します。

以上です。

議長 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第15号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号15番について説明いたします。

田から宅地への地目変更ということです。

詳細については、先ほど事務局の説明がありました。そのとおりです。

現地ですけれども、別冊13ページを御覧ください。

真ん中よりちょっと左側に小櫃駅とあります。小櫃駅より東方向に向かって県道が走っております。市原方面至る及び加茂方面に行く県道ですけれども、その途中、小櫃駅より500メートルほど東に走ったところに現地があります。丸が書いてあって、篠宮建設、水田木材というのがありまして、そのすぐ近くとなります。

先月24日に、代理人と現地で待ち合わせをしまして、話を聞きました。

現地の周辺の環境ですけれども、東側にブロック塀が立っておりまして、その隣が10アールほどの水田となっております。東側ということですので、宅地、家を建てても日照等の問題があることはないと思っております。

排水のほうも、土地改良のほうの承諾も得てあるということでした。

農地の耕作者との承諾も得たということです。

以上の内容ですので、地目変更の問題はないかと思われまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま議案第15号について、事務局説明並びに現地調報告が終わりました。
質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎報告第1号ないし報告第14号

議 長 日程第5、報告第1号ないし第14号について、報告第1号ないし第5号 農地法

第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号及び第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号ないし第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第14号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見もありませんので、報告第1号ないし第14号を終わります。

◎報告第15号ないし報告第32号

議長 次に、報告第15号ないし第32号 地域計画（目標地図）の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号ないし第32号 地域計画（目標地図）の変更申出について、着座にて御説明させていただきます。

議案書の14ページから17ページと議案書別冊の1、14ページを御覧ください。

報告第15号は、三直地先において本社屋建設、整備工場、大型トラック駐車場などを計画するものです。

議案書17ページと議案書別冊15ページを御覧ください。

報告第16号ないし第18号は、皿引地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書17ページから18ページと議案書別冊16ページを御覧ください。

報告第19号ないし第20号は、大山野地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書18ページから19ページと議案書別冊1の17ページを御覧ください。

報告第21号ないし第22号は、作木地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書19ページと別冊の18ページを御覧ください。

報告第23号は、下湯江地先において宿泊施設を計画するものです。

議案書の20ページを御覧ください。

報告第24号は、下湯江地先において駐車場を計画するものです。

別冊の19ページを御覧ください。

報告第25号ないし第26号は、西猪原地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書別冊の20ページを御覧ください。

報告第27号は、大岩、正木地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書21ページ、議案書別冊21ページを御覧ください。

報告第28号は、末吉地先において専用住宅を計画するものです。

議案書別冊の22ページを御覧ください。

報告第29号は、広岡地先において太陽光発電施設を計画するものです。

別冊の23ページを御覧ください。

報告第30号は、坂畑地先において飲料水用取水施設を計画するものです。

別冊の24ページを御覧ください。

報告第31号は、笹地先において太陽光発電施設を計画するものです。

議案書その2の1ページから2ページと議案書その2別冊の1ページを御覧ください。

報告第32号は、大鷲、大鷲新田地先において県道大鷲木更津線の拡幅工事を計画するものです。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第15号ないし第32号について、意見がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 意見がないようですので、地域計画（目標地図）の変更申出を市に提出いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年第1回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第2回農業委員会総会は、令和8年2月4日水曜日に、市役所5階大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いたします。

(午後2時55分)